

京都府立体育館における宣伝、物品の販売、その他これらに類する行為に係る取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都府立体育館条例施行規則第7条第3項に掲げる、宣伝、物品の販売、その他これらに類する行為（以下「館内行為」という）について、館長が承認するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(館内行為の実施期間)

第2条 館内行為は、競技大会、その他の大会等の開催期間中のみ行うことができる。

(申請できる者)

第3条 大会等の使用申請の承認を受けた者（以下「使用者」という）又は使用者が認められた者に限り、館内行為について申請することができる。

(広告料)

第4条 看板類、横断幕、フロア面、のぼり旗その他これらに類するものにより、企業広告を行う場合の広告料は、3,480円/m²・日とする。

2 広告料は、板、布等の表示面積により算出し、面積に小数点以下の端数が生じる場合は、切り上げるものとする。

(物品販売に係る使用料)

第5条 物品を販売する場合の使用料（以下「使用料」という）は、京都府行政財産使用料条例（昭和39年京都府条例第38号）の規定に基づく使用料とする。

(適用除外)

第6条 次の各号に該当する場合は、広告料を要しない。

- (1) 大会等参加者のユニフォーム又は所有物等に表示すること。
- (2) 大会等の名称、参加団体名、主催者、協賛者名等を表示すること。
- (3) その他館長が認めた場合

(広告料及び使用料の徴収)

第7条 広告料及び使用料は、館内行為の承認を受けると同時に納付しなければならない。ただし、館長が特に認めるときは、この限りでない。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月14日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に館内行為の承認を受けた者に係る広告料及び使用料は、徴収しない。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に館内行為の承認を受けた者に係る広告料及び使用料は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に館内行為の承認を受けた者に係る広告料及び使用料は、なお従前の例による。